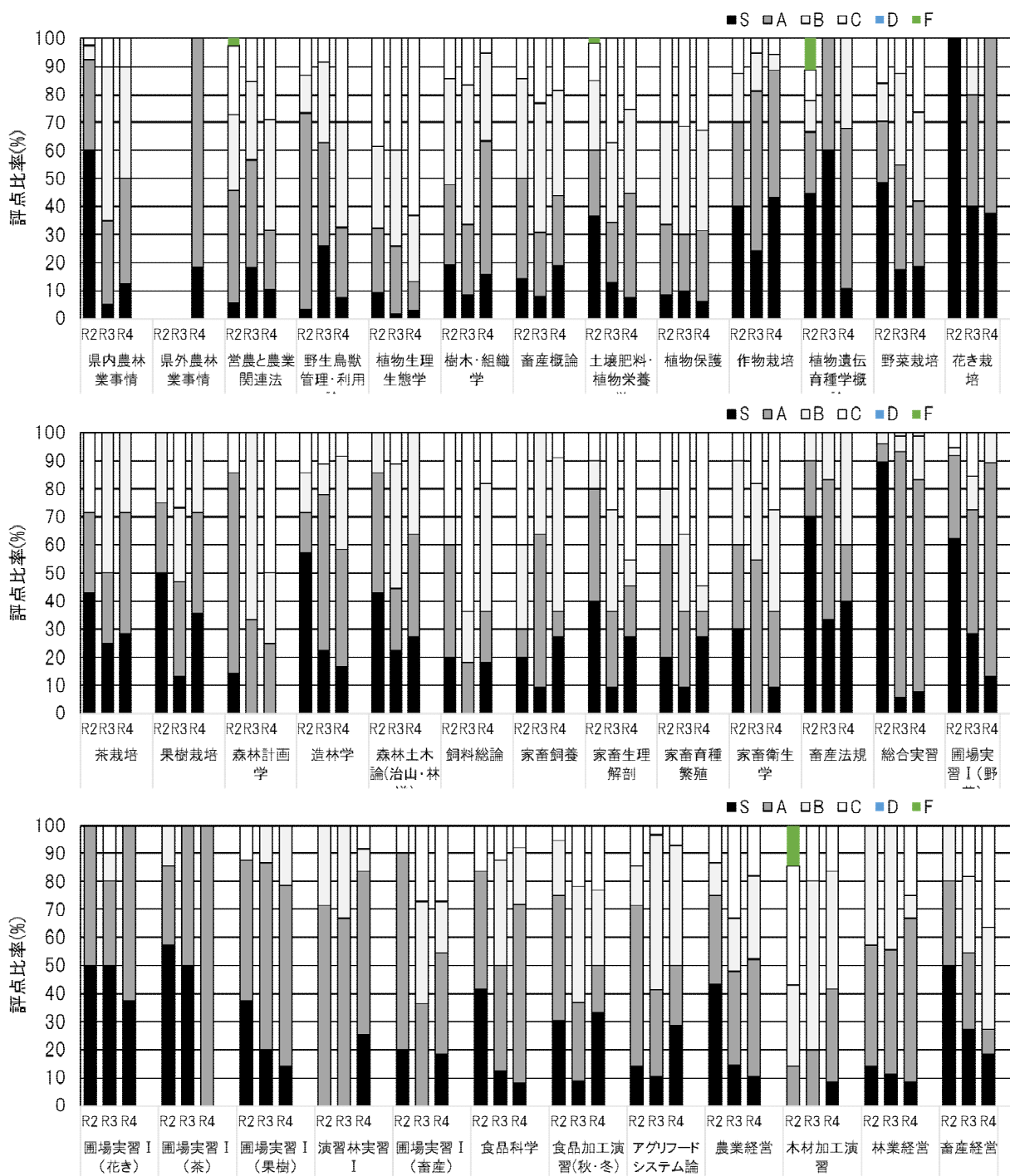


短期大学部 成績評価の年次別推移(R2～4)

R5.3.27

1 年生科目

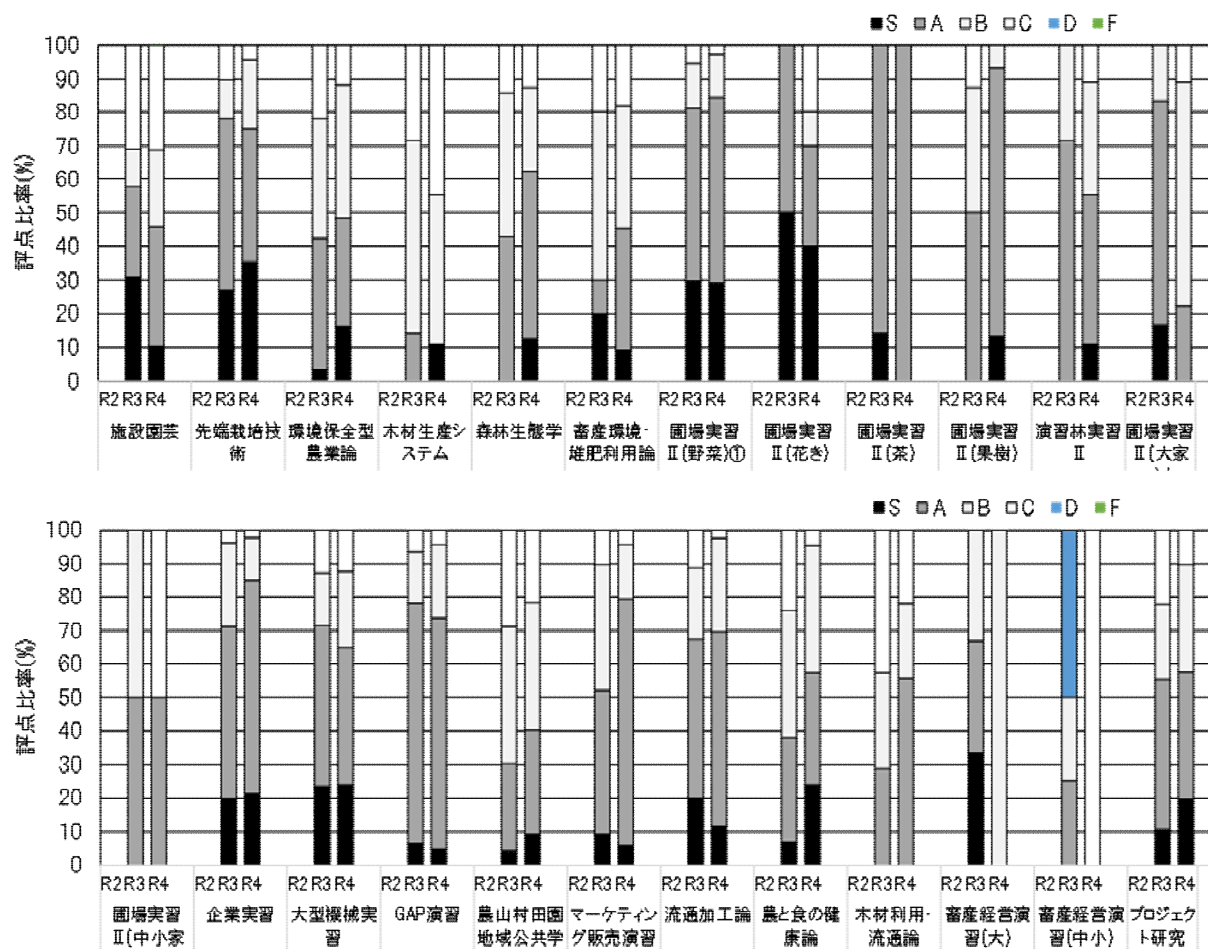


階級	<1.5	1.5	2	2.5	3	3.5	4	平均
令和4年度	0	11	37	30	16	7	0	2.57
令和3年度	1	11	30	37	17	3	0	2.59
令和2年度	3	5	13	26	36	16	1	2.94

令和4年度の1年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.57(昨年度2.59)で、3以上の学生が23%(昨年度20%)であった。

開学初年度の高すぎる評価を見直して教員全体で共有・改善した結果が昨年度と同様に結果として表れている。

2年生科目



階級	<1.5	1.5	2	2.5	3	3.5	4	平均
令和4年度	0	8	28	42	15	7	0	2.64
令和3年度	1	7	17	32	30	13	0	2.84

令和4年度の2年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.64で、3以上の学生が22%(昨年度43%)であった。1年生と同様に、教員全体による評価基準の共有・改善の結果が表れた。1.5未満の学生はなかった。

B棟Wi-Fi環境整備工事(概要)

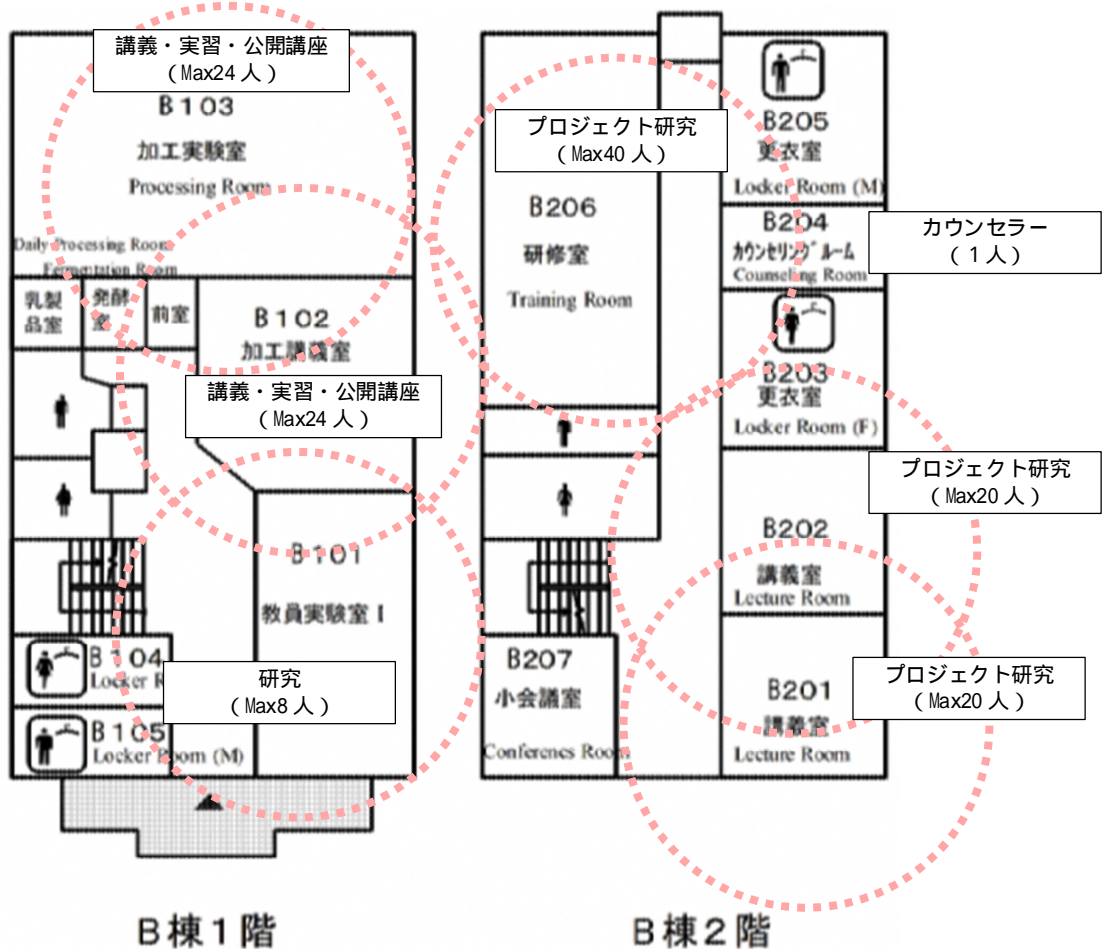
図書・情報ネットワーク委員会(情報ネットワーク部会)

4月19日開催の評議会においてB棟にWi-Fiを整備する方針が示されたことから、図書・情報ネットワーク委員会(情報ネットワーク部会)において、ニーズの把握、既存設備及び対象範囲の確認、必要なスペックの検討を行い、計画を策定。事務局において契約手続きを進め、下記の内容で工事を実施することとなった。

1 工事概要

工事名	令和4年度農林環境専門職大学B棟Wi-Fi環境整備工事
工期	着手 4年10月31日 完成 4年12月28日
工事業者	日興電気通信株式会社
工事金額	¥2,112,000
アクセスポイント	1階:3箇所 2階:3箇所 計:6箇所 (規格:Wi-Fi6)

2 Wi-Fiアクセスポイント整備箇所と想定する用途(想定利用人数)



令和4年度広報業務の実績について

1 概要

令和4年度の広報業務の実績について報告する。

2 広報業務委託

委託先：株式会社ピーエーシー

委託額：24,461,437 円

項目	内容	実施状況・分析
大学案内	大学案内冊子(46ページ) 7,000部	7月末に納品。 県内全高等学校と、全国の農業関係高校に郵送。 オープンキャンパスやガイダンスで配布した。 また、教員も随時関係先に配布している。 新年度の大学案内が完成するまでは継続使用する。 3月現在で残り約2,000部。
ポスター	B1(140枚) A1(180枚)	B1は仕様書要件20枚に加え、駅貼り用120枚を追加。 県内外の農業高校等に配布し掲示を依頼。 また各種イベント等でも使用。 A1の需要は少なかった。
大学パンフレット	A3サイズのパンフ 6,000部	仕様書要件1,000部に加え、委託先の提案で全国農業クラブ全国大会の参加者配布用に5,000部追加。 3月現在で残り200部。 次年度分完成まで使用する。
テレビCM	15秒CMの放映	県内民放4局で8月に合計84本放映。 放送時間帯を朝・夕方・深夜帯と満遍なく放送し、回数を増やした。 ひかりんちょを起用したことで反響が大きかったと感じている。
新聞広告	静岡新聞 半5段広告	7月28日(木)朝刊に掲載。
	タブロイド版	Futureしずおかに掲載(3月発行)
交通広告	JR駅構内への電飾サインボード、中吊りポスター掲示	電飾サインボードは静岡駅、浜松駅、磐田駅、三島駅、富士駅等で8~1月に実施。 中吊りポスターはJR、遠鉄、静鉄等6路線で8~9月に2週間実施。 ひかりんちょのインパクトで多くの方から見ましたとコメントを頂戴した。
受験サイト・アプリ	受験情報サイト・アプリへの広告掲載	「Study Plus」でのダイレクトリーチ配信。 高校3年生の農学系約16,000名のうち、進学意欲の高いユーザーに広告配信。
受験情報誌	受験情報誌に広告掲載	「食にかかわる学びと仕事BOOK」に7月中旬掲載。 受験情報誌よりも受験サイト・アプリ等へ力を入れた方がよいと感じた。
日本学校農業クラブ全国大会	広告出稿(大会袋広告、パンフレット同封、式典でのCM上映) ブース出展	10月に金沢市で開催された大会プログラムへの広告出稿及び、当日の協賛ブースへの出展。 全国から来た農業クラブの活動を熱心に行っている学生、農業高校の教員等と直接話すことができ、非常に有意義であった。 また、参加者約5,000名に配布される大会袋への広告掲載はインパクトがあり、今後必須としたい。

項目	内容	実施状況・分析
施設紹介動画等	校舎、圃場、学生寮を紹介する動画の撮影	C棟・新学生寮を中心に、学習環境を紹介する目的で製作。オープンキャンパスや高校等での進路ガイダンスで使用している。また、YouTubeチャンネルでも公開中。本学での生活がよく分かる内容になっており、ガイダンス等では非常に有用。
オリジナルグッズの作成	本学名称と校章が入ったグッズを作成。 不織布バッグ のぼり旗 卓上のぼり旗	3,000枚作成、残部1,500枚。オープンキャンパスや高校訪問、農業クラブで使用。来年度も継続して使用する。 5枚作成。未使用だったが、今後大学祭やオープンキャンパスで活用していく。 10本作成。各種イベントで利用。 教員から紙袋やA4ファイルが欲しいといった声が多く、来年度に検討が必要。
独自提案	WEB広告、SNS広告の配信	親世代に県内高校生を対象に、Google、Yahoo!、Instagram、Twitter、LINEへ広告配信。
	テレビパブリシティ	県内民放4局で30秒コマパブと90秒取材パブにより本学情報を配信。

3 オープンキャンパス

開催日：8月6日、19日、20日の各日2回ずつ、計6回開催。

参加人数：学生228人、保護者等225人が参加

実施内容：大学説明、模擬授業、施設見学、学食体験

参加者からは、「圃場や学生寮を直接見ることができ、入学後の生活をイメージすることができた。」「体験授業の講義がとても楽しく、この大学で勉強したい気持ちが一層高まった。」「施設見学の時間をもっと増やしてじっくり見学がしたかった。」「コロナが落ち着いた後、収穫体験等ができればうれしい。」といった意見があった。

4 高校訪問・進路ガイダンス等

県内の全高校（公立・私立・定時制）の進路担当教員を訪問して説明と情報収集を行っている。さらに、愛知・長野・山梨・神奈川・東京・栃木・大阪・京都・兵庫の農業関係高校を訪問している。

また、高校から委託業者（さんぼう・ライセンスアカデミー等）を通じてガイダンスや模擬授業の依頼があるため対応しているほか、大学見学の依頼にも随時対応している。

訪問・ガイダンス等の実績は3月までで延べ約280回。

5 その他

・公式Twitter及びInstagramでの広報も実施している。

フォロワー数は2月20日現在でTwitterが641（昨年3月比+107）、Instagramが885（同+171）。

令和 4 年度大学設置基準等の改正（概要）

自己点検評価委員会

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和 4 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日から施行された。専門職大学設置基準も改正され、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備が行われた。これに対し、本学として留意すべき事項等を下記のとおりと定める。

1 専門職大学設置基準の改正箇所とその対応

改正項目	新基準の条項	改正のポイント	本学の留意事項
総則等理念規定の明確化	第 1 条の 3 第 3 条の 2 第 9 条	3 ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨、規定上明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ポリシーに基づく学位プログラムについて、<u>本学は対応できている。</u> ・ <u>内部質保証による教育研究活動の「不断の見直し」がさらに求められてくる。</u>
教育研究実施組織等	第 31 条 第 36 条	必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編制など、教員と事務職員等の関係を一体的に規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会等が整備されており、<u>現状の体制で機能している。</u> ・ <u>新たに規定された「指導補助者」の研修について検討が必要。</u>
基幹教員制度	第 32 条 第 35 条の 3 別表第 1 のイ、口の備考	従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら「基幹教員」として定義を明確化するとともに、必要最低教員数の算定においては、複数の大学・学部での算入も可能（4 分の 1 まで）とすることなどを規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要授業科目」について、<u>旧基準にもあったが対応できていない。主要授業科目の定義とそれらを担当する教員の比率等を明確化する作業を速やかに行う必要がある。</u> ・ 基幹教員制度は経過措置があるが、<u>令和 7 年度移行の認可や届出の場面で対応を要する。</u> ・ 取り入れる場合は、<u>事前に十分な準備期間を設け、以下のことについて全学的に入念な確認が必要。</u> <p style="text-align: center;">学位プログラム 主要授業科目を定義 教員の配置 (基幹教員・基幹教員以外の教員)</p>

			<p>本学の場合、大学と短期大学部は「他大学」となるため、専任 兼任の再整理</p> <p>基幹教員（1/4 枠）になり得る他大学の教員の検討</p> <p>基幹教員に係る情報公表の方法</p> <p>・本学の教員が他大学の基幹教員となり得るかについては、<u>教育公務員特例法第 17 条の兼業の許可の判断となるが、地方公務員法上適切かどうかの検証は必要。</u>ただし、ただちに他大学が基幹教員制度を取り入れるとは考えにくい。</p>
指導補助者	第 32 条の 3	当該大学の学生その他の大学が定める者に授業を補助させることができる旨などを確認的に規定	<p>・<u>圃場を管理する会計年度任用職員が指導補助者として明示的に規定する必要があるかどうか、検討が必要。</u></p> <p>・<u>研修の義務づけも新たに生じたため、合わせて検討か。（第 36 条の 3）</u></p> <p>・<u>授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等について、あらかじめ学内の規程等に明記</u></p>
一年間の授業期間	第 15 条	改正前の「定期試験等の期間を含め」との規定を削除	<p>・<u>学則の「単位の計算方法」、「授業期間」、「単位の授与」に関しては、その表記について改正が必要。</u>（改正しなくても、ただちに法令違反となるものではない。）</p> <p>・<u>授業期間と単位については、カリキュラム全体に影響する話であるので、教務委員会を中心とし、じっくりと議論を進める必要がある。</u></p>
各授業科目の授業期間	第 16 条	授業期間を 10 週又は 15 週を原則とするとの考え方を改め、大学の判断により多様な期間（8 週、10 週、15 週を例示）が設定できること等を明確化	
単位の計算方法	第 14 条	1 単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止	
単位の授与	第 21 条	従来 of 整理に即し、レポート等も含めた多様な学修評価	

		方法により、単位を与えることを明確化	
卒業要件の明確化	第 29 条	「大学に四年以上在学し」の規定を削除するなどの改正を行う	・ <u>学則の表記について改正が必要。</u> (改正しなくても、ただちに法令違反となるものではない。)
校地、校舎等の施設及び設備	第 43 条	校地(空地)について、教員と学生、学生同士の交流の場としての役割についても明確化	・旧規定に基づき整備してきたが、現状(予定含む)において <u>問題なく対応できていると考えられるが、本学にとっての「交流の場」を定義する必要はある。</u>
	第 44 条	運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、必要に応じ設ける施設として一般化	・ <u>基準が緩和されたが、既に満たしている。</u>
	第 45 条	・教育研究上の機能として必要となる教室、研究室等は列記しつつ、大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとするを規定	・ <u>条件は既に満たしていると考えられる。</u>
	第 45 条の 3	・研究室の整備は基幹教員に加え、従来の授業を担当しない専任教員も対象に	・ <u>基幹教員制度を取り入れ、教員が増える場合を除き、特に対応は不要と考えられる。</u>
	第 48 条	図書館を中心に系統的に整備する資料の例示として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなどの改正を行う	・紙の図書や雑誌等を中心に、利用者が直接来館することを前提とした規定について、電子化や IT 化を踏まえた規定に見直したものであり、 <u>特段早急な対応は不要。今後の資料収集方針等について検討が必要か。</u>
教育課程等に係る特例制度	第 76 条	内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部	・ <u>基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組を行う場合に文部科学省へ申請。</u>

		によらないことができる特例制度を新設	
授業を行う学生数	第17条	<p>例外の考え方について、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を上げることを明確化</p> <p>【例外の例】</p> <p>原級留置等の影響で40人を超えたとしても、授業の方法や体制等を踏まえれば教育効果に影響がないと考えられる場合</p> <p>授業の一部又は全部について、主として基礎的な知識の修得を目的とする講義であって、複数のクラスで合同で実施しても教育効果を十分に上げられる場合</p>	<p>・左記例外の例について、令和5年度から行えるかどうかを文部科学省に照会。</p> <p>・「授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果をあげることができる」として判断した説明責任は求められますので、それを踏まえ、大学としてご判断ください。」との回答。</p> <p>・来年度に向けた検討を速やかに開始する必要がある。</p>

については、経過措置が適用されている。

2 経過措置について

令和6年度開設予定の設置認可申請の審査において、改正後の規定の適用が可能となるよう、今回の改正の施行期日は令和4年10月1日とされている。

他方で、既設の大学等において、改正に伴う急激な影響を受けることがないように、以下の経過措置が設けられている。

現に設置されている大学等に対する「基幹教員」「校舎」「研究室」の規定の適用については、従前の例によることができること。(特に期限はない。)

施行時に設置認可審査を受けている申請(令和5年度開設等)や施行日前の設置等に係る届出については、施行前の規定を適用すること。

令和6年度に行おうとする設置等の認可の申請に係る審査や令和5年度・令和6年度に行おうとする設置等の届出については、大学等の選択により、施行前の規定を適用することも施行後の規定を適用することも可能であること。

令和7年度に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、施行後の規定を適用すること。(ただし、改組を一部の組織(学部・学科等)で行う場合であっても、大学の組織全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。)